

# 区連会 資料 3-1

旭共募発第 44 号  
令和 6 年 9 月 18 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和 6 年度共同募金運動へのご協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動の実施について、例年格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### ●お願いしたいこと●

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】戸別募金の募集および納入にご協力をお願いいたします。

#### 1. 募金の受付期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 7 年 1 月 31 日（金）

※例年 10 月～12 月までの 3 か月間としていますが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて納入される場合は、事務局までご一報ください。

※旭区社会福祉協議会窓口での受付日時は【平日 9 時～17 時】となります。

#### 2. 各自治会町内会における募金目標（目安）額算出式

戸別募金目標（目安）額（赤い羽根十年末）× 各自治会世帯数

【¥22,366,000】 区内登録世帯数【79,426】

※ 世帯数は令和 6 年 8 月現在現況届世帯数

#### 3. 募金関連資料発送日

令和 6 年 9 月下旬（予定）

### 共同募金にはなぜ目標額（目安額）があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第 10 章第 3 節第 112 条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に應えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が 1 世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしく申し上げます。

（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：392-1123

FAX：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

【No】【各自治会町内会】 会長様

神奈川県共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和6年度共同募金運動の実施に伴う 戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様のご理解とご協力をいただき、戸別募金を実施したいと存じます。

実施要領に募金活動の注意事項が掲載されておりますので、ご一読の上、無理のない範囲で募金活動へのご協力をお願いいたします。

なお、募金の受付につきましては【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手数料加算・送金手数料が無料】となります。

### 1. 募金の受付 令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

※従前は10月～12月までの3か月間としていましたが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて送金される場合は、事務局までご一報ください。

※窓口での受付は平日9時～17時となります。

### 2. 貴会の募金目標額 **¥. -**

$$\left( \begin{array}{l} \text{【¥22,366,000】} \\ \text{戸別募金目標額（赤い羽根+年末）} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{【】 貴会世帯数} \\ \hline \text{【79,426】 区内登録世帯数} \end{array} \right)$$

※ 世帯数は令和6年度現況届届世帯数

#### 共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしく申し上げます。

裏面あり

### 3. 募金の受付（次のいずれかの方法で受付いたします）

#### ①【郵便払込】

専用払込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの『郵便局窓口』でお振込みください。

後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、払込用紙の通信欄に『封筒枚数』をご記入ください。

※募金が集中する時期は領収書の発行に1か月以上かかる場合がございます。

※払込1件につき10万円を超える送金には、郵便局によってはご依頼人の確認のため、免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則の提示を求められることがあります。そのため目安額が10万円を超える自治会町内会には複数枚払込用紙をお送りします。募金送納の際ご面倒をおかけしますが、ご承知いただきますようお願いいたします。

#### ②【窓口受付】

共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。受付時間は、平日9時～17時となります。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、ご持参時に封筒枚数を窓口にてお伝えいただくか、窓口で封筒をご持参ください。

※募金額・封筒枚数の集計に多少お時間をいただきます。

※窓口では釣銭のご用意ができません。お持ちいただく際は、釣銭のないようお願いいたします。

### 4. 募金の取扱

戸別募金は『赤い羽根（一般）』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただき、受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

募金総額のうち

{	70% = 『赤い羽根（一般）』 ※10円未満の端数は『年末』へ
	30% = 『年末たすけあい』

### 5. 高額のご寄付について

2,000円を超えるご寄付をいただいた場合、所得税・住民税の「寄付金控除」の対象となります。免税領収書をご希望の方は、事務局へご連絡ください。

また、下記に該当する高額のご寄付者には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

### 6. 配布資材

別紙「令和6年度 戸別募金関連資材一覧表」をご確認ください。

※不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

※封筒に住所・氏名・金額欄がありますが記入は任意であり、強制するものではありません。

過去、募金された方のご要望で設けています。

**共同募金会旭区支会**（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内 電話 392-1123 FAX 392-0222

【No】 【各自治会町内会】様

## 令和6年度 戸別募金関連資材 送付内容一覧表

No.	配布内容	部数
自治会・町内会長様あて		
1	依頼状	1枚
自治会・町内会用		
2	令和6年度共同募金実施要領	1枚
3	募金用（郵便局）専用払込用紙	《希望》枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	《希望》枚
班長・組長様用		
5	封筒募金の取り扱いについて	《希望》枚
6	委嘱状・ボランティア証	《希望》枚
各世帯配付用		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	《希望》枚
8	募金専用封筒（ご希望数）	《希望》枚
その他（希望された自治会町内会のみ配送）		
9	赤い羽根（ご希望数）	《希望》枚
10	ありがとうステッカー（ご希望数）	《希望》枚
11	領収書（ご希望数）	《希望》枚

※「1. 依頼状」および「2. 令和6年度共同募金実施要領」以外の資材は、6月に各自治会町内会長あてに発送しました「令和6年度 戸別募金関連資材調査」にて、ご回答いただいた希望数に基づき送付しています。

上記調査票のご提出がなかった自治会町内会様へは、前年度の送付数と同数の資材数をお送りしていますので、ご了承ください。

### ●配布数の不足や内容についてのお問い合わせ先●

共同募金会旭区支会 事務担当: 菊地(きくち)  
受付時間: 平日の9時~17時  
住 所: 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内  
電話番号: 045-392-1123  
FAX 番号: 045-392-0222  
メー ル: asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和6年9月18日

班長・組長様

神奈川県共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和6年度共同募金運動の実施に伴う 「戸別募金（封筒募金）」の取り扱いについて（お願い）

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
今年度も自治会町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力をお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、次の要領によりお取り扱いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 1. 受付期間** 令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)  
※従前は10月～12月までの3か月間としていますが、期間を延長して実施します。  
各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。
- 2. 募金資材** 9月下旬頃に自治会町内会会長宅または事前アンケートにてご指定いただいた場所へ発送しています。各世帯への配布をお願いします。  
チラシを各世帯へ配付しない場合、回覧資料としてご活用いただければ幸いです。
- 3. 募金の目的** 共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。  
  
※募金は任意であり、強制するものではありません。  
※募金額は強制ではなく、各寄付者の任意の額でお願いします。  
※封筒には住所、氏名、金額の記入欄がありますが記入は任意です。  
過去、募金された方の要望で設けています。
- 4. 募金の回収** 募金の回収は、各会・各班の方法でお願いします。
- 5. 募金の取りまとめ** 回収された募金は、自治会町内会ごとに取りまとめをお願いします。
- 6. 募金の受付** 募金の受付につきましては【専用の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手数料加算・送金手数料が無料】となります。

**共同募金会旭区支会**（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電話：392-1123 fax：392-0222

受付：平日の9時～17時

## 共同募金 Q&A

### Q 1 「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

A 1

どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

「赤い羽根共同募金」は、10月1日から翌年3月31日まで実施されます。

一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがその発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は12月1日から年末までですが、旭区ではより計画的に配分を行うために10月から開始しています。

### Q 2 募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの？

A 2

募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請していただきます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。

皆様からの募金を必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。

区民の皆様には全体の目標額とともに、1世帯いくくらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれくらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安としても1世帯あたりの目標額を示しています。

ただし、「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。募金は任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

### Q 3 集まったお金はどんなことに使っているの？

A 3

「赤い羽根共同募金」は以下の①～③のように使われています。

- ① 区内で活動している家事援助等のボランティアグループや区内にある福祉施設及び地域作業所（備品の購入・建物の整備費用等）などに配分されています。
- ② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
- ③ 旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金、災害見舞金、広報紙の発行などに使われます。

「年末たすけあい募金」は以下の①～③のように使われています。

- ①区内19の地区社会福祉協議会の事業費として配分されています。
- ②区内で活動している当事者団体などへの助成金として配分されています。
- ③生活にお困りの方への食糧支援などに使われます。